

公的年金特別徴収に係る還付金のご案内

お問い合わせ番号

鳥取県米子市長

(公 印 省 略)

平成 31 年度（令和元年度）に決定した年金所得に係る仮特別徴収税額が、令和 2 年度の年金所得に係る税額を超えたため、過大徴収となった金額を還付いたします。

○還付予定額の計算明細（概要）

	4 月分	6 月分	8 月分
(a) 仮特別徴収税額（年金からの引き去り額）			
(b) 賦課額（5 月時点）			
(a-b) 還付予定額			
還付時期	8月上旬頃	8月上旬頃	10月上旬頃

○還付のお手続きについて

同封の還付金口座振込依頼書に必要事項を記入し、押印の上、ご返送ください。

返送期限：令和 2 年 6 月 30 日（火）必着

- 6 月以降に税額が変更になった場合、還付額が変更になる場合があります。還付予定額は参考としてください。
- 還付金をご指定の口座に振り込む際に本市から還付通知書を郵送いたしますので、金額をご確認ください。
- 還付の手続きは、年金支払者から本市への入金を確認し次第、還付いたします。このため、4 月分と 6 月分の還付金は 8 月上旬頃に、8 月分の還付金は 10 月上旬頃に振込みいたします。
- なお、米子市市税条例の規定により、未納の税額（市県民税、固定資産税、軽自動車税）がある場合は、還付予定額を未納の税額に充当し、充当した金額は還付いたしませんので、あらかじめご承知ください。